

平成30年
不正競争防止法等
の改正情報

2018年7月21日
Rita特許事務所
野中 剛

1.1.1 不正競争行為追加

データの不正取得、不正開示行為

- ・窃取、詐欺、脅迫その他の不正の手段により限定提供データを取得する行為又は限定提供データ不正取得行為により取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為（不2条1項11号）。
- ・限定提供データについて限定提供データ不正取得行為が介在したことを知って限定提供データを取得し、又は取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為（不2条1項12号）。
- ・取得した後に限定提供データについて限定提供データ不正取得行為が介在したことを知って取得した限定提供データを開示する行為（不2条1項13号）。
- ・限定提供データを保有する事業者から限定提供データを示された場合において、不正の利益を得る目的で、又は限定提供データ保有者に損害を加える目的で、限定提供データを使用する行為（限定提供データの管理に係る任務に違反して行うものに限る）又は開示する行為（不2条1項14号）。

1.1.2 不正競争行為追加

データの不正取得、不正開示行為

- ・限定提供データについて限定提供データ不正開示行為であること若しくは限定提供データについて限定提供データ不正開示行為が介在したことを知って限定提供データを取得し、又は取得した限定提供データを使用し、若しくは開示する行為（不2条1項15号）。
- ・取得した後に限定提供データについて限定提供データが不正開示行為があったこと又は限定提供データ不正開示行為があったこと又は限定提供データについて限定提供データ不正開示行為が介在したことを知って取得した限定提供データを開示する行為（不2条1項16号）。
- ・限定提供データ：業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く、不2条7項）。

→ いわゆるビッグデータ

プロテクトはずしの定義拡大

- ・営業上用いられている技術的制限手段(他人が特定の者以外の者に映像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報(電磁的記録に記録されたもの)の処理又は映像、音、プログラムその他の情報の記録をさせないために用いているものを除く)により制限されている映像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は映像、音、プログラムその他の情報の記録を技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置、当該機能を有するプログラム若しくは指令符号を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該機能を有するプログラム若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為又は映像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする役務を提供する行為(不2条1項17号)。

2018年5月30日から
1年6月以内に施行

平成30年 改正情報 1.2.2 不正競争行為追加

プロテクトはずしの定義拡大

- ・他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能を有する装置、当該機能を有するプログラム若しくは指令符号を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、若しくは当該機能を有するプログラム若しくは指令符号を電気通信回線を通じて提供する行為又は影像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする役務を提供する行為(不2条1項18号)。

2018年5月30日から
1年6月以内に施行

平成30年 改正情報 1.2.3 不正競争行為追加

プロテクトはずしの定義拡大

- ・技術的制限手段：電磁的方法により影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録を制限する手段であって、視聴等機器が特定の反応をする信号を記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は視聴等機器が特定の返還を必要とするよう影像、音、プログラムその他の情報を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるもの（不2条8項）。

2.1 新規性喪失の例外期間拡大

新規性喪失の例外期間 6ヶ月→1年

- ・特許を受ける権利を有する者の意に反して、特29条1項各号のいずれかに該当するに至った発明は、その該当するに至った日から1年以内にその者がした特許出願に係る発明についての特29条1項及び2項の規定の適用については、特29条1項各号のいずれかに該当するに至らなかったものとみなす(特30条1項)。
- ・特許を受ける者の行為に起因して特29条1項各号のいずれかに該当するに至った発明も、その該当するに至った日から1年以内にその者がした特許出願に係る発明についての特29条1項及び2項の規定の適用については、前項と同様とする(特30条2項)。
- ・意匠登録出願も同様(意4条)

2.2.1 インカメラ手続拡充

インカメラ手続の対象追加

- ・裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため、又は当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者においてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない(特105条1項)。
- ・裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない(特105条2項)。

2018年5月30日から
1年6月以内に施行

平成30年 改正情報

2.2.2 インカメラ手続拡充

インカメラ手続の開示対象に技術専門委員追加

- ・裁判所は、特105条2項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民訴第1編5章2節1款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる(特105条4項)。

2.3.1 特許料の減免又は猶予

減免対象の中小企業要件緩和

- ・特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であって、中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、特107条1項の規定による1～10年までの各年分の特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる(特109条の2)。
- ・日本語でされた国際出願も同様
(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律18条の2)。
- ・中小企業：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むものなど(特109条2項)。

2018年5月30日から
1年6月以内に施行

平成30年 改正情報 2.3.2 審査請求料の減免

減免対象の中小企業要件緩和

- ・特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であって、特109条の2第1項の政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、特195条2項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる(特195条の2の2)。

2018年5月30日から
1年6月以内に施行

平成30年 改正情報

3 商標登録分割出願要件

分割出願時に手数料納付要件追加

- ・商標登録出願人は、商標登録出願が審査、審判若しくは再審に継続している場合又は商標登録出願についての拒絶をすべき旨の審決に対する訴えが裁判所に係属している場合であって、かつ、当該商標登録出願について商76条2項の規定により納付すべき手数料を納付している場合に限り、2条の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を1又は2以上の新たな商標登録出願とすることができる。

2018年5月30日から
1年6月以内に施行

平成30年 改正情報 4 弁理士法

弁理士業務に規格関与追加

- ・特許、実用新案、意匠、商標若しくは回路配置に関する権利若しくは技術上の秘密若しくは技術上のデータの利用の機会の拡大に資する日本産業規格その他の規格の案の作成に関与し、又はこれに関する相談に応ずること(弁理士法4条3項4号)。